



広報

よひいた

7月 No.313

(平成4年7月10日)



3世代仲よく竹たんごづくり

6月21日(日)、倉谷子供会の皆さんがあなたと一緒に挑戦しました。これは、「伝統食を子供に伝えてゆこう」というねらいで、三古農業改良普及所主催で開催されたものです。子供達も、お母さんも竹たんごづくりは初めての経験。粘土をこねている手つきからはみだしたり、すげでしばらのがゆるかったり大変。

1シーズン、6,000個の竹たんごをつくるという名人、柄尾市の中村美江さんの指導で、りっぱな竹たんごに変身。ふけあがつた、あつあつの竹たんご。自分でつくった竹たんごは格別の味がしました。

▶ 今月のページ ◀

第2回定例議会

2~5

まちの話題

6~7

お知らせ

10~11

広報 トキいた
1992 No.313
7月号

■発行/与板町(代表者 与板町長 平澤基九郎) ■電話(0258)72-3100 ■編集/与板町広報編集委員会



皆川 勇くん

《堂前中島町》 皆川徳也さんの長男

ぼくは7月で1歳になる皆川勇です。パンザーとバイバイとアワワは言われなくとも出来ます。

ハイハイのうではとびきりで、どこまでも行って手がまっ黒くなっています。おひさまが出ている日は、おばあちゃんと公園で遊んでいるので、こんどいっしょに遊びましょう。近所の犬の白(石丸氏の愛犬)とはとても仲よしで、ぼくがいってもほえません。こんなぼくですが、どうぞよろしくおねがいします。

最後にお父さんから一言あります。「人の心を思いやる、やさしい子になってください。

税金まとめ知識

産割、均等割額は税額に算定されません。
△税率は……

④ 国民健康保険税】

△国民健康保険税とは……
国民健康保険に要する費用に充てるための目的税です。

△納税義務者は……
国民健康保険の加入世帯の世帯主です。世帯主が加入者(被保険者)でない場合でも、その世帯に加入者がいる場合は、その世帯主を加入者とみなして、(みなす世帯主)課税されます。

△納める額は……
加入者の所得割額、資産割額、均等割額、平等割額を合算した額です。ただし、合算額が46万円を越える場合は46万円となります。

△納めるのはいつ……
毎月16日から末日迄です。

※国民健康保険税の税額は4月16月分については、仮算定で算出し、前年所得の確定後の7月に本算定を行い、年税額を決定いたします。

●平等割額
加入者一人に対し、二二、九七七円

●均等割額
加入者一人に対し、二七、一〇八円

●資産割額に係る税率
加入者の固定資産税額の三三・四五%

●所得割額に係る税率
四・九一%



▼平成4年度六月定例議会及び一般質問の内容をお知らせします。
▼七月十九日(日)には町民体育祭が開催されます。各町内とも競技の部・応援の部、頑張って下さい。

▼梅雨のさなかいつも天候が心配されるお取扱い。
今年は25日・26日両日とも晴天に恵まれ、大変にぎわったお取扱でした。

● 国民健康保険税の値下げについて

高橋比良夫議員
第一回の定例議会でも質問したが、九千円ある基金をこれほど多くても良いのではないかと考える。これをくずして値下げしたらどうか。

国は一年間の支払額の5%・県は3ヶ月程度あれば良いと聞いている。その整合性はどこにあるのか。

平澤町長
いつも申し上げてある通り、この制度はお互いに助け合う制度である。国保加入者の減少、そして高齢化等、財政基盤の脆弱を大変心配している所である。予知しがたい診療・医療の支払に対し、健全な運営を願う責任ある者として、国保税の引き下げという事よりも、急速な引き上げにならないよう心掛けて行くべきものと考えている。

● 人事権について
高橋比良夫議員
長の人事権について、教育委員会とのかかわりについて伺いたい。

平澤町長
教育委員会については、出向という形で命じている。そして、役職名までは教育長とも充分協議をし、辞令を出している。

● 当町の企業誘致条例について

石塚議員
現在当町には企業誘致条例があるが、この条例に何社が該当し、金額はいくらか。

又、江東の進出企業の操業予定を具体的に伺いたい。

平澤町長
与板町の工場誘致条例は、町内に工場を新設・増設する者に對し、奨励措置を行うほか、便宜を供与する事により、その設置を容易にし、本町産業の振興発展を図る事を目的としている。

奨励措置に固定資産税を免除することができるとあるが、現在条例の規定により指定した者はない。しかし、与板町農村地域における工業等導入促進に関する条例関係については、平成四年度で四社あり、固定資産税の免除額は七、八九三、四〇〇円となっている。

進出企業については、(株)アカギは七月末に工場建設に着手し、十一月末頃に完成予定と聞いている。又、日本精研㈱については、工場建設についての確認申請書を近い内に提出したいという報告を頂いている。

● 宅地造成について
石塚議員
本与板三千町に農村工業導入団地の指定を受けた土地があるが、その更正図とその面積をお聞きしたい。又、現在企業誘致に伴う土地がない状況なので、その造成を行う考えはないか。

地目	筆数	面積	左の内、未利用分
田	28	21,013.72m ²	23筆 17,399.72m ²
宅地	13	20,798	
雑種地	4	276	2筆 13
道路	9	7,662	
水路		4,203	
合計	54	53,952	25筆 17,412.72m ²

平澤町長
これまでの投資額は、平成三年度水道・ガスの本管状設工事として四〇、七八八千円、平成四年度道路築造工事として四四、五〇〇千円を予定している。合計で八五、二七八千円で、これが分譲面積六四、一五〇m²で割り返すと、坪当り約四、四〇円という金額に相当し、一区画六〇坪位で分譲したとして、一戸当り約二五、二六万円の地価の引下げという事になると考える。

買入れ者に対する町の対応としては、制度として応援できる範囲で、固定資産税及び都市計画税相当額の三年間補助等、優

号の規定に基づいて現在は徴収している。すでに三年を経過したので、今後は徴収の方向でグリーンヒル与板より、固定資産税を徴収している。平成二年三月議会において、公共性の高い施設なのでしばらくの間免除という議決を頂いた所である。しばらくの間とは、通常五年位と考えている。すでに三年を経過したので、今後は徴収の方向でグリーンヒル与板と協議したい。

● 本与板三千町の農村工業導入団地について
石塚議員
本与板三千町に農村工業導入団地の指定を受けた土地があるが、その更正図とその面積をお聞きしたい。又、現在企業誘致に伴う土地がない状況なので、その造成を行う考えはないか。

平澤町長
として何をすべきか伺いたい。又、今後買入者に対して町として何をすべきか伺いたい。

● 宅地造成について
石塚議員
これまでの投資額は、平成三年度水道・ガスの本管状設工事として四〇、七八八千円、平成四年度道路築造工事として四四、五〇〇千円を予定している。合計で八五、二七八千円で、これが分譲面積六四、一五〇m²で割り返すと、坪当り約四、四〇円という金額に相当し、一区画六〇坪位で分譲したとして、一戸当り約二五、二六万円の地価の引下げという事になると考える。

平澤町長
買入れ者に対する町の対応としては、制度として応援できる範囲で、固定資産税及び都市計画税相当額の三年間補助等、優

企業誘致については、現在の所、それに対応する土地を持ち合せていないので、将来に向かって団地の造成は必要と考える。しかし、何としてもそこには就労する労働力の確保が必要なので、宅造による人口増加・定着が第一の課題であると考えている。

● 宅地造成について
石塚議員
これまでの投資額は、平成三年度水道・ガスの本管状設工事として四〇、七八八千円、平成四年度道路築造工事として四四、五〇〇千円を予定している。合計で八五、二七八千円で、これが分譲面積六四、一五〇m²で割り返すと、坪当り約四、四〇円という金額に相当し、一区画六〇坪位で分譲したとして、一戸当り約二五、二六万円の地価の引下げという事になると考える。

平澤町長
川改修工事で現道が舗装道となつた所は県工事でお願いし、引き続き今年度より町で旧鉄道沿の工事を行つた所である。中田町内迄についても継続的に整備したいと考えている。

● 黒川以西の公共下水道事業について
吉岡議員
中田川右岸については、中田川改修工事で現道が舗装道となつた所は県工事でお願いし、引き続き今年度より町で旧鉄道沿の工事を行つた所である。中田町内迄についても継続的に整備したいと考えている。

● 黒川以西の公共下水道事業について
吉岡議員
農村地帯においても、下水道の普及を求める声は大きい。

● 黒川以西の公共下水道事業について
吉岡議員
農村地帯においても、下水道の普及を求める声は大きい。

南中・中田・山沢・楓原等、各集落の実施計画について伺いたい。

吉岡議員
農村地帯においても、下水道の普及を求める声は大きい。

● 黒川以西の公共下水道事業について
吉岡議員
農村地帯においても、下水道の普及を求める声は大きい。

役場職員募集のお知らせ

来年度開設予定の健康福祉センターへ勤務する社会福祉協議会の職員を次により募集します。

一、採用職種及び予定人員
・一般事務………数名
二、受験資格
（一般事務）
昭和43年4月2日～昭和50年4月1日まで生れた者
高等学校卒業程度の学力を有する者（平成5年3月卒有する者）（平成5年3月取得見込みの者含む）

三、申込受付
7月30日（木）まで
詳しいことは、役場総務課へお問い合わせ下さい。

四、申込受付
7月30日（木）まで
詳しいことは、役場総務課へお問い合わせ下さい。

五、申込受付
7月30日（木）まで
詳しいことは、役場総務課へお問い合わせ下さい。

六、申込受付
7月30日（木）まで
詳しいことは、役場総務課へお問い合わせ下さい。

七、申込受付
7月30日（木）まで
詳しいことは、役場総務課へお問い合わせ下さい。

八、申込受付
7月30日（木）まで
詳しいことは、役場総務課へお問い合わせ下さい。

九、申込受付
7月30日（木）まで
詳しいことは、役場総務課へお問い合わせ下さい。

十、申込受付
7月30日（木）まで
詳しいことは、役場総務課へお問い合わせ下さい。

十一、申込受付
7月30日（木）まで
詳しいことは、役場総務課へお問い合わせ下さい。

十二、申込受付
7月30日（木）まで
詳しいことは、役場総務課へお問い合わせ下さい。

十三、申込受付
7月30日（木）まで
詳しいことは、役場総務課へお問い合わせ下さい。

十四、申込受付
7月30日（木）まで
詳しいことは、役場総務課へお問い合わせ下さい。

十五、申込受付
7月30日（木）まで
詳しいことは、役場総務課へお問い合わせ下さい。

十六、申込受付
7月30日（木）まで
詳しいことは、役場総務課へお問い合わせ下さい。

十七、申込受付
7月30日（木）まで
詳しいことは、役場総務課へお問い合わせ下さい。

十八、申込受付
7月30日（木）まで
詳しいことは、役場総務課へお問い合わせ下さい。

十九、申込受付
7月30日（木）まで
詳しいことは、役場総務課へお問い合わせ下さい。

二十、申込受付
7月30日（木）まで
詳しいことは、役場総務課へお問い合わせ下さい。

二十一、申込受付
7月30日（木）まで
詳しいことは、役場総務課へお問い合わせ下さい。

二十二、申込受付
7月30日（木）まで
詳しいことは、役場総務課へお問い合わせ下さい。

二十三、申込受付
7月30日（木）まで
詳しいことは、役場総務課へお問い合わせ下さい。

二十四、申込受付
7月30日（木）まで
詳しいことは、役場総務課へお問い合わせ下さい。

二十五、申込受付
7月30日（木）まで
詳しいことは、役場総務課へお問い合わせ下さい。

二十六、申込受付
7月30日（木）まで
詳しいことは、役場総務課へお問い合わせ下さい。

二十七、申込受付
7月30日（木）まで
詳しいことは、役場総務課へお問い合わせ下さい。

二十八、申込受付
7月30日（木）まで
詳しいことは、役場総務課へお問い合わせ下さい。

二十九、申込受付
7月30日（木）まで
詳しいことは、役場総務課へお問い合わせ下さい。

三十、申込受付
7月30日（木）まで
詳しいことは、役場総務課へお問い合わせ下さい。

三十一、申込受付
7月30日（木）まで
詳しいことは、役場総務課へお問い合わせ下さい。

三十二、申込受付
7月30日（木）まで
詳しいことは、役場総務課へお問い合わせ下さい。

三十三、申込受付
7月30日（木）まで
詳しいことは、役場総務課へお問い合わせ下さい。

三十四、申込受付
7月30日（木）まで
詳しいことは、役場総務課へお問い合わせ下さい。

三十五、申込受付
7月30日（木）まで
詳しいことは、役場総務課へお問い合わせ下さい。

三十六、申込受付
7月30日（木）まで
詳しいことは、役場総務課へお問い合わせ下さい。

三十七、申込受付
7月30日（木）まで
詳しいことは、役場総務課へお問い合わせ下さい。

三十八、申込受付
7月30日（木）まで
詳しいことは、役場総務課へお問い合わせ下さい。

三十九、申込受付
7月30日（木）まで
詳しいことは、役場総務課へお問い合わせ下さい。

四十、申込受付
7月30日（木）まで
詳しいことは、役場総務課へお問い合わせ下さい。

四十一、申込受付
7月30日（木）まで
詳しいことは、役場総務課へお問い合わせ下さい。

四十二、申込受付
7月30日（木）まで
詳しいことは、役場総務課へお問い合わせ下さい。

四十三、申込受付
7月30日（木）まで
詳しいことは、役場総務課へお問い合わせ下さい。

四十四、申込受付
7月30日（木）まで
詳しいことは、役場総務課へお問い合わせ下さい。

四十五、申込受付
7月30日（木）まで
詳しいことは、役場総務課へお問い合わせ下さい。

四十六、申込受付
7月30日（木）まで
詳しいことは、役場総務課へお問い合わせ下さい。

四十七、申込受付
7月30日（木）まで
詳しいことは、役場総務課へお問い合わせ下さい。

四十八、申込受付
7月30日（木）まで
詳しいことは、役場総務課へお問い合わせ下さい。

四十九、申込受付
7月30日（木）まで
詳しいことは、役場総務課へお問い合わせ下さい。

五十、申込受付
7月30日（木）まで
詳しいことは、役場総務課へお問い合わせ下さい。

五十一、申込受付
7月30日（木）まで
詳しいことは、役場総務課へお問い合わせ下さい。

五十二、申込受付
7月30日（木）まで
詳しいことは、役場総務課へお問い合わせ下さい。

五十三、申込受付
7月30日（木）まで
詳しいことは、役場総務課へお問い合わせ下さい。

お知らせ

第2土曜
閉庁

[7月]

日	月	火	水	木	金	土
・	・	・	1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	・

第4土曜
閉庁

7月は“社会を明るくする運動”強調月間です

標語 「ふれあいと 対話が築く明るい社会」

この運動は、すべての人たちがそれぞれの立場において、犯罪や非行の防止と、罪を犯した人たちの立ち直りに暖かい愛の手をさしのべ、明るい社会を築こうとする運動です。

私たちの地域から非行に走る少年を出さないよう、みんなで力を合わせましょう。また、不幸にして非行に陥った少年の更生を援助しましょう。

学生の皆さん国民年金があなたのキャンパスライフを守ります

国民年金には、20才からすべての人が加入します。

もちろん学生さんもそうです。「年金」を「まだ先の話」とか「関係ない」などと思っていませんか、それは大きな間違いです。

国民年金に加入していると、こんなに安心です。

◎在学中のケガや病気での障害を保障します。

近年、学生さんのスポーツやジャー活動が活発になり、また、

自動車やバイクでの通学も増えてます。これに伴い、在学中の事故やケガの発生も多くなってきました。

国民年金に加入していれば、万一、ケガや病気で障害者になったときは、その程度によって障害基礎年金が受けられます。

◎やがてくる老後の生活を十分に保障します。

20才から60才になるまでの40年間、国民年金に加入して保険料を納めれば、65才から満額の老齢基礎年金が受けられます。

なお、加入の手続きは住民票のある市町村役場で行いますが、親元を離れている場合などは、家族が代って手続きをすることもできます。

国民年金は、皆さんの生活を守る大切なものです。

必ず20才から加入して自分自身の年金権を確保しましょう。

夏の食中毒防止

キャンペーン展開中

'92クリーンサマー三島

毎年夏には各地で細菌性食中毒が多く発生します。今年は例年になく食中毒が多くおきていますが、三島郡からの食中毒発生0をめざし“クリーンサマー三島”をテーマに長岡保健所、郡内町村等の協力を得て夏の食中毒防止キャンペーンを展開することになりました。食品営業者はもちろん、住民の皆様からもご協力をお願い致します。

●期間 7月16日～9月19日
●標語 “新鮮材料・清潔調理・冷して安全夏の食品”

●主な事業
(1) 腸炎ビブリオ情報の発行 海産魚介類に付着し夏の代表的な食中毒菌であるビブリオの検査を行い、関係者に情報を提供し注意を呼びかける。

(2) 食中毒防止ポスターの配布 保健衛生対策協会、食品衛生

協会の協力により全世帯にポスターを配布します。

(3) 巡回指導 保健所の食品衛生監視員と食品衛生協会の指導員で食品営業施設を巡回し、現場指導を行います。

(4) クリーンデーの設定 7月17日と8月10日を全食品営業者による一斉清掃日とします。

(5) キャラバンによるPR クリーンデーに併せ、キャンペーンギャルをはじめ関係者により食品営業施設を廻り、食中毒防止を呼びかけます。

〈長岡保健所〉
〈三島郡食品衛生協会〉

休日救急診療のご案内

休日昼間の救急診療は、長岡休日急患診療所、長岡休日急患歯科診療所をご利用下さい。

1. 診療日
7月 19・26日
8月 2・9日

2. 診療科目
内科・小児科・外科・歯科

3. 診療時間
午前9時～午後6時まで
(歯科は午後4時まで)

・お問い合わせは
長岡市健康センター内
長岡休日急患診療所
☎ 35-8255
長岡休日急患歯科診療所
☎ 33-9644

趣味と家宝の展示会

期日 8月13日(木)～15日(土)まで

時間 13日 午前10時～午後9時
14日 まで
15日 午前10時～12時まで

場所 明元寺庫裡広間
どなたでも御自由に気軽におこし下さい。

明元寺佛教社年会
明心会

公共施設を大切に

わたしたち、町民の大切な財産である、建物・道路など人のいない所でごく一部の心無い人の為こわされたり（体育館の壁、森林公園の物置・便所）、ごみ捨て場（町道・林道）になっております。皆んなの施設を大切にしましょう。



手づくりボートレース大会

お知らせ パート3

6月号の広報よいたを読んで、まだ信じられない方へ！

実際、実行委員がつくったボートを町民体育館の玄関に展示しています。それと同時に方を詳しく掲示してありますので、参考にしてどしどし応募して下さい。楽しみ倍増「優勝者あてクイズ」詳しくは、次号お楽しみに。《アシスタントを募集します》
・高校生以上の男女15名
・お問合せは、役場産業課まで
(手づくりボートレース実行委員会)

ルールを守って住みよい環境 犬を飼うにあたっての心構え

世の中は、犬の好きな人たばかりではありません。他人に迷惑や危害を及ぼすことのないよう、十分な心くばりと正しいしつけが大切です。

●登録及び狂犬病予防注射を！
狂犬病の発生を防止するため、犬の飼い主は狂犬病予防法により、生後91日以上のすべての犬について、毎年登録と狂犬病予防注射を受けさせることが義務づけられています。

*鑑札と注射済票は、必ず首輪につけましょう。

●放し飼いはやめましょう！
犬を年中放し飼いにしている例は少なくなりましたが、夜になると放したり、朝早く放して排泄と運動を犬任せにする飼い主が少なくありません。放し飼いは、県条例で禁止されているほか、愛犬の交通事故、人に咬みついてケガをさせたり、よその庭や畠をあらすなど他人に迷惑をおよぼします。飼い主は責任をもって飼いましょう。

●うるさい鳴き声は近所迷惑！
うるさい鳴き声は、近所に迷惑をかけます。犬の健康・ストレス解消等のために犬の運動を行いましょう。

しよう。

*人どおりの少ないところで
*必ず、引綱をつけて、短めに
*責任をもてる人が

●フンの後始末を！

無責任な飼い主のため、道路や公園などが犬のフンで汚されています。犬を散歩させるときはフンがつきものですので、飼い主が責任をもって始末して下さい。

犬についてのご相談は、

中越動物保護管理センター

☎ 34-1416

長岡保健所

☎ 33-4930

で、行っています。

心とゆとりある運転を しましょう !!

7月は、レジャーによる交通量の増加や飲酒・高速暴走等の無謀運転、暑さによる疲労等で交通事故が多発する時期です。

安全運転の第一歩は、安全速度を守ることです。

速度がゆっくりで、心がまえが十分できていれば、自然と危険を回避する余裕が生まれます。

《話し合いのポイント》

=家庭では=

◎交通安全の原点は家庭にあります。家族みんなが交通事故を起こさない、また、被害にあわないよう話し合いましょう。

=ドライバーは=

◎過労運転・速度違反をしないよう注意しましょう。

◎車に乗るときは、運転者自身はもちろん同乗者もシートベルトを必ず正しく着用しましょう。また子供は必ず後の席に乗せ、チャイルドシートを利用しましょう。

◎期日 8月17日(月)
午前10時～12時／午後1時～3時
◎会場 与板町役場前

